

1. 取得の制限(ガイドライン第4条)

1-1. 制限

[ガイドライン]

第4条 電気通信事業者は、電気通信サービスを提供するため必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする。

(第4条第1項の解説)

(1) 第1項は、電気通信事業者が個人情報を取得できる場合を電気通信サービスの提供上必要な場合に限ることにより、不必要な個人情報の取得を防ぐこととするものである。ただし、「電気通信サービスを提供するため必要な場合」には、現在提供している電気通信サービスのために直接必要な場合に限らず、それと関連性を有する場合(例えば、新サービス提供のためのアンケート調査を行う場合等)も含まれる。

電気通信事業者が個人情報を取得できる場合を電気通信サービスの提供上必要な場合に限ることにより、不必要な個人情報の取得を防ぐこととするものである。

○ (好ましい事例)

事例1-1 電気通信サービスを提供するにあたって必要となる個人情報が氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号である場合に、これらの情報のみを取得する。

× (好ましくない事例)

事例1-2 個人向けインターネット接続サービスを提供するにあたって必要がないにもかかわらず勤務先情報を取得し、本人が銀行振込での支払いを希望しているにもかかわらずクレジットカード番号を取得する。

1-2. センシティブとされる個人情報

[ガイドライン第4条]

第2項 電気通信事業者は、次の各号に掲げる個人情報を取得しないものとする。ただし、自己又は第三者の権利を保護するために必要な場合その他社会的に相当と認められる場合はこの限りでない。

- 一 思想、信条及び宗教に関する事項
- 二 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項

(第4条第2項の解説)

(2) 第2項は、センシティブとされる個人情報(思想、信条及び宗教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある社会的身分に関する個人情報)については、原則として取得を禁止することとするものである。しかし、例えば、移動体通信事業者が契約締結の際に本人確認のため提示を要求する免許証や健康保険証にはセンシティブな情報が含まれることがあり、また、宅内機器の割引使用料を適用するために利用者が身体障害者である旨の情報を得ることもある。加入者の使用言語などの情報も場合によれば社会的差別の原因となる事項といえるが、国際通信事業者等がそのサービス向上のためにこれを取得することは可能というべきであろう。さらに、電気通信事業者が加入者と紛争関係に立った場合に自己の権利を守るためにその者に関する個人情報を広く取得する必要がある場合もある。したがって、これら社会的に相当と認められる場合には例外を認めることとした。なお、この場合においても、こうした情報に基づいて、電気通信事業者が不当な差別的取扱いをすることは許されず、電気通信事業法上も同趣旨の規定がある(同法第6条及び第29条第1項第2号)。

センシティブとされる個人情報(思想、信条及び宗教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある社会的身分に関する個人情報)については、原則として取得を禁止することとするものである。

× (好ましくない事例)

事例1-3 電気通信サービスを提供するにあたって必要となる個人情報が氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号だけであるにもかかわらず必要のないセンシティブな本籍情報を取得する。

事例1-4 電気通信サービス契約時の審査や契約変更申込時の本人確認資料として提供を受けた運転免許証や健康保険被保険者証から、必要のない臓器提供の希望の有無の情報を取得する。